農業を経営する皆様へ

R3.9

備えの種をまこう。

又入保険。

様々なリスクから農業経営を守ります!

埼玉県では令和2年加入者の 約3人に1人に平均240万円の 補てん金をお支払いしました!



令和2年加入者の519経営体 (R2確定申告済) のうち

補てん金の請求

184件 (請求率35.5%)

支払補てん金

約4億4千万円

内) つなぎ融資 (無利子) 約1億1千万円 (申請17経営体

- ※ 全国的には、36,142経営体のうち35.5%にあたる12,816件の請求があり、 約291億円の補てん金を支払いました。
- 請求の原因となった主な被害 -

新型コロナウイルスの影響による出荷制限、梅雨時期の長雨・日照 不足による収穫量の減少、市場価格の低下、夏場の高温による品質 低下があげられます。

(令和3年8月31日現在)



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営 努力では避けられない収入減少が補償の対象です!



自然災害等で減収









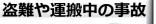


倉庫の浸水被害













加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- 1. 保険期間開始前に加入申請を行います。
- 2. 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。収入 保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加 入します。
- ◎ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、(令和4年も対応) 野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(連続した2年間)することができます。
- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の 両方を支払います。また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取っ た場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間(会計期間)と同じです。

法人:**事業年度の1年間**(会計期間) 個人:**1月~12月**

加入のお手続きは・・・個人の方は、保険期間(1月~12月)の前年の12月末日です。 法人の方は、保険期間(事業年度の1年間)が開始する月の前月の末日となります。

補償内容

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下 回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- 1. 基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に、保険期間の営農計画も考慮して 設定(規模拡大など上方補正)
- 2. 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- 3. 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含められます。
- 4. 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

基準収入1000万円の場合は、保険方式(掛捨て)部分の 最高補償を選択すると、保険料等は11万円程度で、8割が補 償限度(8割を下回った場合、保険金が発生)となります。

加入年	補てん限度額	保険料	事務費	農業者 負担額計
1年目	800万円	8.9万円	2万円	10.9万円
2年目~	800万円	8.9万円	1.9万円	10.8万円

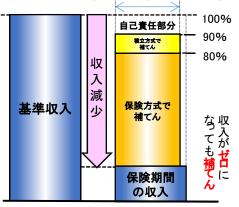
※保険方式80%、支払率90%を選択した場合の概算

更に手厚い補償をご希望される場合には、積立部分を追加す ると、9割が補償限度となります!

積立方式の掛金は、使わない場合は積み増し不要で持越しさ れ、解約時には全額返金されます。

積立を追加した 手厚いタイプ

支払率(9割を上限として選択)



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

加入年	補てん限度額	保険料	積立金(持越し)	事務費	農業者負担額計
1年目	900万円	8.9万円	22.5万円	2.2万円	33.6万円
2年目~	900万円	8.9万円	0円	2.1万円	11.0万円

※最高補償を選択し、2年目以降について保険料率に変更がなく、かつ積立部分の補てん金としての受領もない場合の概算

保険期間の収入がゼロになったときは、810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。(最大9回)

保険料の安いタイプもあります!

保険方式の補償の下限を選択することで、 保険料を安くすることができます。

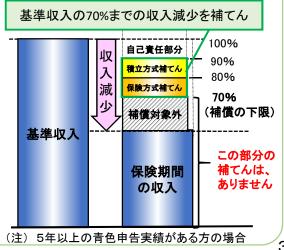
※ 補償の下限は、基準収入の70%、 60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

保険料が約4割、付加保険料が約1割安くなります。保険 期間の収入が700万円になったときは、180万円(積立金 90万円、保険金90万円)の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

基準収入の70%を補償の下限 とした場合の補てん方式



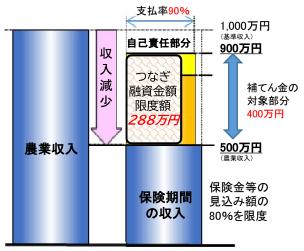
無利子のつなぎ融資が受けられます!

農産物に大きな損害が発生したんだけど、収入保険の補てん金が出るの は来年の確定申告の後だよね。今すぐ、資金が必要なんだけどな。





保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け** 取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受け ることができます。まずは、事故発生の状況をご連絡下さい!



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

左記、1,000万円の基準収入で保険期間中の 農業収入が500万円の見込みの場合

«補てん金の受け取り見込額» 【 400万円×90%(支払率) = **360万円** 】

その8割の **288万円** を限度につなぎ融資を 借り入れすることが可能となります。

※つなぎ融資を受けた金額は、補てん金と相殺して 返還することになります。

収入保険のスケジュール

加入手続期間	保険期間	保険金請求期間
保険期間3ヶ月前~	1年間	確定申告後
加入申込み 保険料等の納付	(税の収入算定期間と同じ) 営農計画の変更 事故発生通知	保険金等の 請求・支払

(個人の場合、保険期間は1~12月の1年間となります。 法人の場合は、事業年度に対応した1年間が保険期間となります)



▶ 収入保険制度については、お気軽に下記までお問合せください。



中部統括支所(川越): 049-235-8711

お問い合わせは 東松山支所:0493-22-0655 お気軽に! 上尾支所: 048-779-6911